
松下会館使用時の使用責任者の皆さまへ

使用責任者の責務について

松下会館には常駐する教職員はおりません。

皆さまには、管理・運営についてご協力いただけますようお願いいたします。

1. 使用者責任者の責務

施設の使用に際し、以下の事項を遵守し、適正に使用ください。

- 1) 施設及びその設備、備品等の保全に努めること
- 2) 使用を許可された目的以外に使用しないこと
- 3) 使用を許可された施設及びその設備、備品等の全部または一部を他の者に転貸しないこと
- 4) 使用を許可された施設及びその設備、備品等に特別の工作をし、又は原状を変更しないこと
ただし、管理者が許可する場合を除く
- 5) その他管理部局が指示する事項

2. その他

- 別途定める「松下会館使用にあたっての注意事項」を守ってください。
- 施設や設備について気付いたことがあれば、以下へご連絡ください。

【連絡先】

紀伊半島価値共創基幹

電話：073-457-7127

メール：matsushita@ml.wakayama-u.ac.jp